吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護者の地域での生活を支える訪問介護や通所介護在宅サービスが、訪問等の移動に時間を要する中山間地域においても継続して提供されることを目的として、介護サービスを提供する介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、吉備中央町補助金等適正化に関する規則(平成16年吉備中央町規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の対象となる介護サービス(以下「補助対象サービス」という。)を利用者(本町の介護保険被保険者であって、第4条に規定する補助の交付の対象となる事業に該当する地域に現に居住するものをいう。以下同じ。)に対して補助対象事業所(補助対象サービスを提供する事業所をいう。以下同じ。)ごとに提供する介護サービス事業者とする。

2　前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(1)　吉備中央町暴力団排除条例(平成23年吉備中央町条例第21号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しているものと認められるとき。

(2)　町税又は県税を滞納しているとき。

（補助対象サービス）

第3条 補助対象サービスは、次の各号に掲げる介護サービスとする。

(1)　介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護

(2)　法第8条第3項に規定する訪問入浴介護(以下「訪問入浴」という。)

(3)　法第8条第4項に規定する訪問看護

(4)　法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション

(5)　法第8条第7項に規定する通所介護

(6)　法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

(7)　法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(8)　法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

(9)　法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

(10)　法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護

(11)　法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護

(12)　法第8条第23項第1号に規定する複合型サービス

2　前項各号に規定する補助対象サービスには、法第71条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の特例を含めるものとする。

(補助対象事業)

第4条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う事業で、別表1の1及び別表第1の2に定めるものとする。

(補助金の額等)

第5条　補助金の額は、別表第1の1及び別表第1の2に掲げる補助対象事業区分ごとの補助金の基準額の合計額に補助率を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2　1補助対象事業所当たりの補助金の額の上限額は、補助対象サービスの種別ごとに別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条　町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当であると認めたときは吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により補助対象者に通知するものとする。

2　町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認等)

第8条　前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業変更等承認申請書(様式第3号)により、町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業変更等承認(否認)通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第9条　補助事業者は、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業実施状況報告書(様式第5号)により、次の各号に掲げる期間に提供したサービスに係る事業の遂行状況を、当該各号に定める日までに報告しなければならない。

(1)4月1日から10月31日まで　11月30日

(2)11月1日から12月31日まで　1月31日

(3)1月1日から3月31日まで　4月15日

(実績報告)

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、吉備中央町中山間特別地域訪問

介護サービス等支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、補助事業の完了の日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条　町長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条　補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金請求書(様式第8号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2　町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3)　補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

(4)　補助事業を中止又は廃止したとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。

2　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3　町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第１項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第15条　町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第16条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行し、令和８年度事業から適用する。

（この告示の失効等）

2　この告示は、令和９年５月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に対する第９条及び第13条及び第16条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表第1の1(第4条関係)

第3条第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの介護サービスを提供する場合

補助対象事業区分		基準額	補助率	補助金の額
1	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅(利用者が現に居住する住宅をいう。以下同じ。)までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上である場合	左欄の補助対象事業区分に該当する介護サービスに係る単位数の10パーセントに10円を乗じて得た額	10分の10	補助対象事業区分1及び区分2の基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、補助対象サービスを提供する事業所ごとの当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
2	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に所在する補助対象となる介護サービスを提供する事業所が、吉備中央町内の中山間地域等内に居住する利用者に当該サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上である場合			

別表第1の2(第4条関係)

第3条第7号、第11号及び第12号の介護サービスを提供する場合

補助対象事業区分		基準額	補助率	補助金の額
1	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上である場合	補助対象サービスの提供回数に第3条第7号に規定するサービスにあっては370円、第11号及び第12号に規定するサービスにあっては700円を乗じて得た額	10分の10	補助対象事業区分1及び区分2の基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、補助対象サービスを提供する事業所ごとの当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
2	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に所在する補助対象となる介護サービスを提供する事業所が、吉備中央町内の中山間地域等内に居住する利用者に当該サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上である場合			

備考

注1　事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号)(平成18年老振発第0331004号)(平成18年老老発第0331017号)に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

注2　「特別地域加算対象地域」とは、平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域で、次に掲げるとおりとする。

(1)　離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(2)　山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

(3)　特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月厚生省告示第99号)第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

注3　「中山間地域等」とは、平成21年3月厚生労働省告示第83号により定められた厚生労働大臣が定める地域であって、注2の地域を除き、次に掲げるとおりとする。

(1)　山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村

(2)　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

(3)　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域

(4)　離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(5)　豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

(6)　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地

注4　「訪問又は送迎に要する時間」とは、町長が通常の経路及び交通手段により片道に要すると認めた時間とする。

注5　別表第1の1の基準額における単位数は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月厚生省告示第19号) 及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生省告示第126号)に基づく基本部分の単位数とする。ただし、加算部分は含めないものとする。

注6　通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、片道のみ送迎を行った場合は、往復の送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。

注7　補助対象となるサービス提供は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までのサービス提供分を対象とする。

別表第2(第5条関係)

区分	補助対象サービスの種別	1事業所当たりの補助金の上限額
1	第3条第1号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する介護サービス	465千円
2	第3条第5号、第6号及び第9号から第12号までに規定する介護サービス	933千円

備考

注　事業所が複数の市町村から補助金の交付を受ける場合は、各市町村からの交付額を合算した額が上限額以内となること。

様式第1号(第6条関係)

年　　月　　日

吉備中央町長　　様

所　在　地
事 業 者 名
代表者氏名

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付申請書

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金の交付を受けたいので、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、同要綱第2条第2項各号に掲げるものに該当しないことを誓約します。

記

1　補助金交付申請額　　金　　円

2　他市町村交付申請額　　金　　円

3　事業完了予定年月日　　年　　月　　日

4　添付書類

(1)所定の事業所一覧表

(2)その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

吉備中央町長　　印

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金については、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1　補助金交付決定金額　　金　　円

2　交付の条件

(1)この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。

(2) 吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(3) 吉備中央町事務事業からの暴力団等排除対策要綱第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。

(4)この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第3号(第8条関係)

年　　月　　日

吉備中央町長　　様

所　在　地
事 業 者 名
代表者氏名

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業変更等承認申請書

年　月　日付け　　第　　号により交付決定を受けた吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1　変更等の理由

2　変更等の内容

3　添付書類
(1)所定の事業所一覧表
(2)その他町長が必要と認める書類

様式第4号(第8条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

吉備中央町長　　印

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業変更等承認(否認)
通知書

年　月　日付け　　第　　号により交付決定を受けた吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金について、下記のとおり事業内容の(変更・中止・廃止)の承認(否認)を決定しましたので、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1　　変更等の理由

2　　変更等の内容

3　　補助金変更等申請額

様式第5号(第9条関係)

年　　月　　日

吉備中央町長　　様

所　在　地
事 業 者 名
代表者氏名

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業実施状況報告書

年　月　日付け　　第　　号により交付決定を受けた吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業の実施状況について、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1　事業実施期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

2　添付書類
(1)所定の事業所一覧表
(2)その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第10条関係)

年　　月　　日

吉備中央町長　　様

所　在　地
事 業 者 名
代表者氏名

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業実績報告書

年　月　日付け　　第　　号により交付決定を受けた吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金について、補助事業が完了したので、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　補助金交付決定金額　　金　　円

2　実績額報告額　　金　　円

3　他市町村実績報告額　　金　　円

4　事業完了年月日　　年　　月　　日

5　添付書類

(1)所定の事業所一覧表

(2)その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第11条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

吉備中央町長　　印

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金確定額　　金　　円

様式第8号(第12条関係)

年　　月　　日

吉備中央町長　　様

所　在　地
事 業 者 名
代表者氏名　　印

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金請求書

年　　月　　日付け　　第　　号により額の確定のありました補助金について、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額　　金　　円

振込先口座	銀　行 農　協 信用金庫	本　店 支　店 出張所	預金種目 普　通 当　座 その他	口座番号	
	㈱ゆうちょ銀行	記　号		番　号	
			ー		
	フ　リ　ガ　ナ				
	口 座 名 義 人				

様式第9号(第13条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

吉備中央町長　　印

吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付けで交付決定のありました吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金については、吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり取り消しすることに決定しましたので通知します。

記

1　補助金交付取消金額　　金　　円

2　取り消し理由